

## 自動車運転再開に関する注意事項

自動車運転免許を取得している方、もしくはこれから更新予定の方が下の表にある病気を発症した場合、その病気により自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについて運転免許センターで安全運転相談、または臨時適正検査を行うことが道路交通法により義務付けられています。

一定の病気等に罹っており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす恐れがあると認められた場合には、自動車運転の再開や更新ができないこともあります。

### 道路交通法により定められている一定の病気など

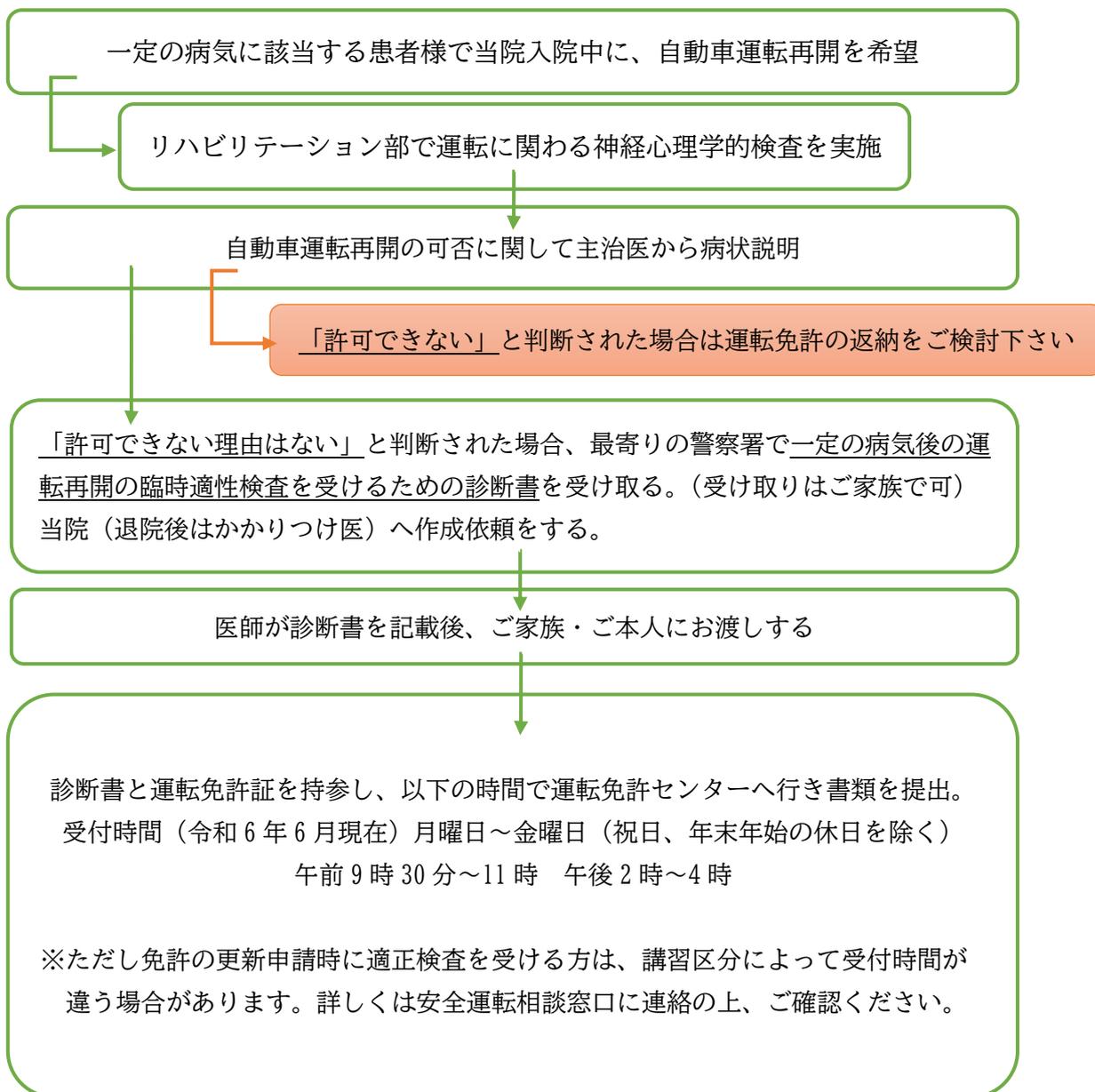
- ・脳卒中
- ・統合失調症
- ・てんかん
- ・再発性の失神
- ・無自覚性の低血糖症状
- ・躁うつ病、うつ病、躁病
- ・その他安全な運転に支障があるもの
- ・不整脈
- ・重度の眠気の特徴を呈する睡眠障害
- ・認知症
- ・アルコール依存症

(高次脳機能障害により視野障害がある、病気により体が思うように動かさないなど)

※免許更新時に虚偽の申告をして更新した場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金になる可能性があります。

上記一定の病気に該当する方は運転再開にあたり運転免許センターにて臨時適正検査を受けて頂く必要があります。

当院退院後に自動車運転を再開するにあたり、臨時適正検査までの流れは裏面の手順となります。



臨時適正検査のご相談は、安全運転相談ダイヤル #8080  
 月曜日～金曜日まで(土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く)  
 午前8時30分～午後5時まで

引用：神奈川県警察/一定の病気等にお心当たりのある方の安全運転相談  
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mes83059.ht>